

令和7年8月19日（火曜日）														
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和七年八月十九日から次の道路の供用を開始する。														
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和七年八月十九日から三週間、縦覧に供する。														
令和七年八月十九日														
千葉県知事 熊谷 俊人														
路 線 名														
供 用 開 始 の 区 間														
県道佐倉停車場千代田線														
四街道市亀崎字西台三九六番一地先から三九八番一地先まで														
公 告														
令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等														
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十六条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、県の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。）に係る令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。														
なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。														
令和七年八月十九日														
千葉県知事 熊谷 俊人														
第一 入札に参加することができる者														
入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。														
一 施行令第六十七条の四第一項（施行令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者														
二 施行令第六十七条の四第二項（施行令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者														
三 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者														
第二 資格審査の基準日														
資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、資格審査の申請日とする。														
第三 入札参加資格審査の申請方法及び添付書類														
一 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。														
二 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書、審査項目調書、契約実績調書及び許可調書（以下「申請書等」という。）を印刷しなければならない。														
三 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を郵送等により知事に提出しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者が提出する場合にあつては、納税証明書、法人の登記事項証明書又は身分証明書等の提出を省略することができる。														
1 申請書等														
2 経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）														
3 財務諸表（審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。）														
4 納税証明書（全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所等を有しない者にあつては、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。）														
5 申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書														
6 申請者が個人である場合にあつては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書														
7 営業に関し許可、認可等を必要とする場合にあつては、許可証、認可証等の写し														
8 国際規格等（ISO9001若しくはISO14001又はエコアクション21（一般財団法人持続性推進機構が認証するもの）をいう。以下同じ。）の認証を取得している者にあつては、当該認証に係る登録証等の写し														
9 障害者法定雇用率達成者にあつては、障害者雇用状況報告書の写し														
10 技術者の資格免許等取得状況一覧表														
11 代理人を定める場合にあつては、委任状														
第四 資格審査の電子申請の時期														
資格審査の電子申請は、随時に行うことができる。ただし、この公告の際現に令和五年八月十五日付け千葉県公告（令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等）、令和六年四月十六日付け千葉県公告（物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等）及び令和七年四月二十二日付け千葉県公告（物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等）に基づき入札参加資格を得ている者が行う入札参加資格の更新並びに入札参														

加資格がない者が行う有効期間の始期が令和八年四月一日の入札参加資格を得るための資格審査の電子申請は、令和七年九月十六日から同年十一月十七日までの間に行わなければならない。 第五 電子申請等に用いる言語等 一 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがな若しくは片仮名に置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL（ホームページのアドレスをいう。以下同じ。）については、この限りでない。 二 提出書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。 三 電子申請及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。 四 各証明書は、電子申請を行った日前三箇月以内に発行されたものとする。 第六 資格審査及び等級区分 知事は、提出書類を提出した申請者について資格審査を行った結果、入札に参加する資格を有すると認めたときは、次に掲げる事項を数値により評価し、当該数値の合計により別表に定める等級に格付けをするものとする。 一 製造又は販売の実績 二 経営規模 1 自己資本の額 2 生産設備の額 3 常勤職員数 三 経営状況 1 流動比率 2 営業年数 四 その他 1 国際規格等の取得状況 2 障害者雇用状況 第七 物品等入札参加業者適格者名簿への登載及び資格の有効期間 一 第六による審査の結果に基づき入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）については、その氏名又は名称その他必要な事項を物品等入札参加業者適格者名簿に登載するものとし、その有効期間は、随時に電子申請を行った者については知事が指定する日から令和十年三月三十一日まで、令和七年九月十六日から同年十一月十七日までの間に電子申請を行った者については令和八年四月	月一日から令和十年三月三十一日までとする。 二 一により物品等入札参加業者適格者名簿に登載された者については、その所在地、商号又は名称、代表者の氏名、連絡先の電話番号、希望業種及び等級を公表するものとする。 第八 資格審査の結果の通知 資格審査の結果は、当該資格審査の申請者に通知するものとする。 第九 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第二条第一項第四号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例 一 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第三に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。 1 役員名簿 2 組合員名簿 3 適格組合（事業協同組合等のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、これを証する書類 二 適格組合が、組合員のうち任意に選択した十以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第三に定める書類を提出した場合にあつては、当該適格組合に係る資格審査は、第六の一から三までに掲げる事項のうち、営業年数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により、その他の事項については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により行うものとする。 第十 変更等の届出 入札参加資格者は、その資格の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があつたとき、又は営業を廃止したときは、速やかにその旨を電子情報処理組織を使用して知事に届け出なければならない。 一 商号又は名称 二 営業所の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及びURL 三 入札参加資格者が法人の場合にあつては、その代表者の氏名 四 入札参加資格者が個人の場合にあつては、その氏名 五 代理人 六 希望業種（第一希望業種は変更できない。） 第十一 入札参加資格の取消し 一 入札参加資格者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消すものとする。 1 第一の一若しくは二に該当することとなったとき、又は営業に関し必要とされる許可、認可等を失ったとき。 2 電子申請、提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。

〃	南小町九七一番地	瀧原芳之	鴨川市宮山一、〇四五番地	中野稔
〃	宮山四〇八番地	川崎泰史	〃 南小町一、〇〇七番地	須鎌好洋
〃	上小原一七番地	田村秀三	〃 〃 二二六番地	渡邊義和
〃	宮山六二〇番地の一	尾形房雄		
〃	仲六三五番地	高梨和由	土地区画整理審議会委員の選挙に係る選挙人名簿の縦覧	
〃	南小町二、〇二九番地七	田村秀夫	土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十一条第一項の規定により、	
〃	〃 四五四番地	佐藤正明	柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理審議会委員の選挙に係る選挙人名	
〃	大川面二七番地の三	鈴木昭夫	簿を次のとおり縦覧に供する。	
〃	成川二、〇八二番地	安東新治	令和七年八月十九日	
〃	仲四三七番地	亀田啓一	一 縦覧期間	千葉県知事 熊谷 俊人
〃	南小町六五八番地	山口幸宏	令和七年八月二十日から九月二日まで	
二	市原市辰巳台東三丁目一〇番地一辰巳台ハイライズ二〇一号	入江修	二 縦覧場所	
退任監事	鴨川市細野三七〇番地二	川木利夫	柏市若柴一六〇番地一	
〃	鴨川市南小町一、九九六番地一	田村郁男	千葉県柏区画整理事務所	
〃	仲一八二番地	戸田和宏	三 縦覧時間	
〃	南小町二三六番地	渡邊義和	午前八時三十分から午後五時十五分まで	
三	就任理事			
〃	鴨川市大川面七三三番地	鈴木勉	令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参	
〃	細野四〇九番地	渡邊榮一	加者及び指名競争入札参加者の資格等	
〃	南小町二、〇三四番地	田村政彦	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七	
〃	仲四四二番地一	尾形健	条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、県の発注する建設工事、建設	
〃	〃 四五番地一	高梨裕充	工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」とい	
〃	宮山九五七番地	太田和且一	う。）に関する契約に係る令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の一般競	
〃	〃 四〇八番地	川崎泰史	争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等	
〃	〃 七四五番地	三田光雄	について次のとおり定める。	
〃	大川面二七番地の三	鈴木昭夫	なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協	
〃	細野三七〇番地二	川木利夫	定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成され	
〃	成川二、四三一番地	青山正雄	た政府調達に関する協定の適用を受けるものである。	
〃	〃 九番地三	山口敏弘	令和七年八月十九日	
〃	南小町一、三四五番地三	松本泰明	第一 入札に参加することができる者	千葉県知事 熊谷 俊人
〃	〃 八五九番地	鎌田弘道	入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格	
〃	宮山七〇一番地三	古市幸弘	に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものと	
〃	南小町八一一番地一	瀧原道夫	する。	
〃	上小原八九八番地	伊丹宏	一 施行令第六十七条の四第一項（施行令第六十七条の十一第一項において準用す	
四	就任監事			

る場合を含む。）の規定に該当する者 二 施行令第六十七条の四第二項（施行令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者 三 建設業にあつては、次のいずれかに該当する者 1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者 2 次のいずれかの届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。） （一）健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出の義務 （二）厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出の義務 （三）雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出の義務 四 測量業にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者 五 建築設計業（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条又は第三条の二の規定により一級建築士及び二級建築士以外の者の行うことができる設計又は工事監理を除く。）にあつては、同法第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者 六 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十二条第一項の規定による登録を受けていない者 第二 資格審査の基準日 資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、資格審査の申請日とする。 第三 入札参加資格審査の申請方法及び提出書類 一 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、二の表の申請区分欄に掲げる業者ごとに、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。 二 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を印刷し、次の表の申請区分欄に掲げる業者ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。																																																																																																																																																					
<table><tr><td rowspan="4">添付書類</td><td colspan="4">申請区分</td></tr><tr><td colspan="2">建設業者</td><td colspan="2">測量等業者</td></tr><tr><td>県内</td><td>県外</td><td>県内</td><td>県外</td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>委任状</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>営業所一覧表（別記第二号様式）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>工事経歴書（別記第三号様式）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>										添付書類	申請区分				建設業者		測量等業者		県内	県外	県内	県外	○	○	○	○	委任状	○	○	○	○	営業所一覧表（別記第二号様式）	○	○	○	○	工事経歴書（別記第三号様式）	○	○	○	○																																																																																																												
添付書類	申請区分																																																																																																																																																				
	建設業者		測量等業者																																																																																																																																																		
	県内	県外	県内	県外																																																																																																																																																	
	○	○	○	○																																																																																																																																																	
委任状	○	○	○	○																																																																																																																																																	
営業所一覧表（別記第二号様式）	○	○	○	○																																																																																																																																																	
工事経歴書（別記第三号様式）	○	○	○	○																																																																																																																																																	
<table><tr><td>測量等実績調書（別記第四号様式）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>登録証明書の写し</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>納税証明書</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>法人の登記事項証明書（以下「法人登記事項証明書」という。）又は身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（以下「後見登記事項証明書」という。）</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>財務諸表</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）に定める様式第六号をいう。以下同じ。）の報告者控への写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に基づく報奨金等の支給を受けるための書面をいう。以下同じ。）の申請者控への写し</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ISOの要求事項の適合に係る登録証（以下「ISO登録証」という。）の写し</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>エコアクション21の適合に係る登録証（以下「エコアクション21登録証」という。）の写し</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建設業労働災害防止協会加入証明書の写し</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建設業団体の加入証明書の写し</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合併・営業譲渡履歴書（別記第五号様式）</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新規卒業者継続雇用申告書（別記第六号様式）</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十三条又は第十五条の二の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										測量等実績調書（別記第四号様式）										登録証明書の写し										経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	○	○								納税証明書	○	○								法人の登記事項証明書（以下「法人登記事項証明書」という。）又は身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（以下「後見登記事項証明書」という。）	○	○								財務諸表			○							障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）に定める様式第六号をいう。以下同じ。）の報告者控への写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に基づく報奨金等の支給を受けるための書面をいう。以下同じ。）の申請者控への写し	○	○								ISOの要求事項の適合に係る登録証（以下「ISO登録証」という。）の写し	○	○								エコアクション21の適合に係る登録証（以下「エコアクション21登録証」という。）の写し	○	○								建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	○	○								建設業団体の加入証明書の写し	○	○								合併・営業譲渡履歴書（別記第五号様式）	○	○								新規卒業者継続雇用申告書（別記第六号様式）	○									次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十三条又は第十五条の二の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し	○								
測量等実績調書（別記第四号様式）																																																																																																																																																					
登録証明書の写し																																																																																																																																																					
経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	○	○																																																																																																																																																			
納税証明書	○	○																																																																																																																																																			
法人の登記事項証明書（以下「法人登記事項証明書」という。）又は身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（以下「後見登記事項証明書」という。）	○	○																																																																																																																																																			
財務諸表			○																																																																																																																																																		
障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）に定める様式第六号をいう。以下同じ。）の報告者控への写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に基づく報奨金等の支給を受けるための書面をいう。以下同じ。）の申請者控への写し	○	○																																																																																																																																																			
ISOの要求事項の適合に係る登録証（以下「ISO登録証」という。）の写し	○	○																																																																																																																																																			
エコアクション21の適合に係る登録証（以下「エコアクション21登録証」という。）の写し	○	○																																																																																																																																																			
建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	○	○																																																																																																																																																			
建設業団体の加入証明書の写し	○	○																																																																																																																																																			
合併・営業譲渡履歴書（別記第五号様式）	○	○																																																																																																																																																			
新規卒業者継続雇用申告書（別記第六号様式）	○																																																																																																																																																				
次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十三条又は第十五条の二の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し	○																																																																																																																																																				

備考	次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定による一般事業主行動計画の届出に係る届出書の写し	○			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第九条又は第十二条の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し	○			
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第八条第七項の規定による一般事業主行動計画の届出に係る届出書の写し	○			
	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十五条の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し	○			
	協力雇用主の登録申告書（別記第七号様式）建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録完了通知の写し又は登録状態が分かる書類	○			
備考					
一 委任状は、県外に主たる営業所を置く者が代理人に期間を定めて入札等の権限を委任する場合に提出するものとする。この場合において、委任状の作成に当たっては、使用印鑑届兼委任状（別記第一号様式）を使用することができる。					
二 工事経歴書は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算二箇年の事業年度のものとする。					
三 県内に本店を有する建設業者が申請する場合は、工事経歴書並びに法人登記事項証明書又は身分証明書及び後見登記事項証明書の添付を省略することができる。					
四 登録証明書の写しは、測量法、建築士法及び不動産の鑑定評価に関する法律に基づき登録を受けている者並びに建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）及び補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）に基づき登録を受けている者が提出するものとする。ただし、当該登録を受けていることを証明することができる他の書面をもってこれに代えることができる。					
五 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しは、審査基準日の直前に受けた申請に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しとする。					
六 納税証明書は、全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の事業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所を有しない者にあつては、全ての千葉県税の納税証明書					
を省略することができる。					
七 日本国内に営業所を置かない者が申請する場合は、納税証明書、法人登記事項証明書又は身分証明書及び後見登記事項証明書の添付を省略することができる。					
八 法人登記事項証明書は、法人又は支配人登記をしている個人の場合に必要であり、それ以外の個人にあつては、身分証明書及び後見登記事項証明書とする。					
九 財務諸表は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算二箇年の事業年度のものとする。					
十 障害者雇用状況報告書の報告者控えの写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書の申請者控えの写しは、当該報告又は申請を行っている者のみ、当該報告書の報告者控え（職業安定所の受付印のあるもので、審査基準日の直近のものに限る。以下同じ。）の写し又は申請書の申請者控え（報奨金の支給申請の窓口となつてゐる機関の受付印のあるもので、審査基準日の直近のものに限る。以下同じ。）の写しを提出するものとする。					
十一 ISO登録証の写しは、ISO9001又はISO14001の認証を取得している者のみ、当該認証に係る登録証の写しを提出するものとする。					
十二 エコアクション21登録証の写しは、エコアクション21の認証を取得している者のみ、当該認証に係る登録証の写しを提出するものとする。					
十三 建設業労働災害防止協会加入証明書及び建設業団体の加入証明書の写しは、当該組合等に加している者のみ提出するものとする。					
十四 合併・営業譲渡履歴書は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載されており、県内に主たる営業所を有し、及び建設業の営業年数を三年以上有する二以上の者を当事者とする合併又は営業譲渡が令和八年一月一日以前五年以内にあつた場合に、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は営業譲渡を受けた者が提出するものとする。					
十五 新規卒業者継続雇用申告書は、県内に本店を有する建設業者で、申告の対象となる新規卒業者を継続雇用している者のみ提出するものとする。					
十六 次世代育成支援対策推進法第十三条若しくは第十五条の二、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条若しくは第十二条又は青少年の雇用の促進等に関する法律第十五条の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写しは、県内に本店を有する建設業者で、当該認定を受けている者のみ提出するものとする。					
十七 次世代育成支援対策推進法第十二条第四項又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第八条第七項の規定による一般事業主行動計画の届出に係る届出書（都道府県労働局の受付印のあるもので、計画期間に資格審査の申請日が含まれているものに限る。）の写しは、県内に本店を有する建設業者のみ提出するものとする。					

第 1 4 0 6 8 号				千	葉	県	報	令和 7 年 8 月 19 日（火曜日）			
十八 協力雇用主（再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第四百号）第十四条に規定する協力雇用主をいう。以下同じ。）の登録申告書は、県内に本店を有する建設業者で、保護観察所に協力雇用主として登録している者のみ提出するものとする。 十九 建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録完了通知の写し又は登録状態が分かる書類は、県内に本店を有する建設業者のみ提出するものとする。 二十 各証明書又は証明書の写しは、電子申請を行った日以前三箇月以内に発行されたもの又は発行されたものの写しとする。 第四 資格審査の電子申請の時期 資格審査の電子申請は、令和七年九月十六日から同年十一月十七日までの間に行わなければならない。 第五 入札参加資格審査申請マニュアルの入手先 入札参加資格審査申請マニュアルは、千葉県電子自治体共同運営協議会ホームページ（http://www.e-chiba.org/）からダウンロードする。 第六 電子申請等使用する言語等 一 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS 第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名若しくは片仮名に置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL（ホームページのアドレスをいう。）については、この限りでない。 二 提出書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。 三 電子申請及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。 第七 資格審査及び等級区分 一 資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づき、入札参加者としての適格性について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。 1 金銭的信用 2 契約履行に関する誠実性 二 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、一のほか施工能力について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。この場合において、1の客観的事項についての審査は、建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果に基づいて行うものとする。 1 客観的事項（建設業法第二十七条の二十三第三項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）								2 主観的事項 (一) 工事成績 (二) 技術職員数 (三) 安全対策の取組状況 (四) 品質管理に係る取組状況 (五) 環境対策に係る取組状況 (六) 障害者の雇用状況 (七) 優良建設工事等表彰 (八) 企業連携状況 (九) 担い手確保に係る取組状況 三 知事は、一及び二の定めにより審査した結果に基づき、建設業者に関して工事の種類ごとに別に知事が定める発注金額に応じ、等級の区分を行うものとする。 第八 資格の有効期間 第七に定める資格審査の結果に基づき、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）の当該資格の有効期間は、知事が指定する日から令和十年三月三十一日までとする。 第九 資格審査の結果の通知等 資格審査の結果は、当該資格審査の申請者に通知するとともに、資格者名簿に記載するものとする。 なお、審査の結果について異議のある者は、当該審査の結果の通知を受けた日から三十日以内に入札参加資格審査再審査申請書（別記第八号様式）を提出しなければならない。 第十 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第二条第一項第四号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例 一 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第三に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。 1 役員名簿 2 組合員名簿 3 適格組合（事業協同組合等のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、これを証する書類 二 建設業者に係る適格組合（協業組合を除く。）が、組合員のうち任意に選択した十以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第三に定める書類を提出した場合にあつては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額及び技術職員数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選			

扱組合員に係る数値の平均値により行うものとする。	
第十一 共同企業体の特例	
特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体及び中小事業者等が継続的な協業関係の確保を目的として結成する共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に知事が定めるものとする。	
第十二 変更等の届出	
一 入札参加資格者は、その資格の有効期間中に入札に参加できる資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は二の表に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに電子情報処理組織を使用して知事に変更等の届出を行わなければならない。	
二 入札参加資格者は、変更等の届出を行った後、入札参加資格審査申請書記載事項変更届を印刷し、次の表の事項欄に掲げる変更事項ごとにそれぞれ同表の添付書類欄に掲げる書類を添付して、郵送等により知事に提出しなければならない。	
事 項	添 付 書 類
一 商号又は名称（組織変更を含む。）	法人登記事項証明書又はその写し及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては、委任状
二 登録の状況	登録証明書又はその写し
三 主たる営業所の所在地、電話番号又は郵便番号	所在地にあつては、法人登記事項証明書又はその写し及び資格審査申請の際に委任状を提出している者にあつては、委任状
四 法人の代表者	法人登記事項証明書又はその写し
五 指名通知等を受ける事務所の所在地	登記事項であれば法人登記事項証明書又はその写し
六 代理人に係る事項	委任状
備考 日本国内に営業所を置かない者が変更届を提出する場合は、添付書類のうち法人登記事項証明書を省略することができる。	
第十三 入札参加資格の承継	
一 入札参加資格者から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとするもの（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書（別記第九号様式）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。	
1 当該営業の一切を承継したことを証する書類	
2 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書	
二 一の定めによる申請があつた場合は、知事は当該申請の内容について審査し、適当と認められるときは、審査の結果を当該承継人に通知するとともに資格者名簿に登録するものとする。	
第十四 入札参加資格の取消し	
一 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものとする。	
1 第一の一から六までのいずれかに該当することとなつたとき。	
2 電子申請又は提出書類に故意に虚偽の事項を記録し、又は記載したとき。	
3 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。	
4 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。	
5 電子情報処理組織を使用して知事に入札参加資格の取消しの申請を行った後、入札参加資格取消申請書の提出があつたとき。	
二 第十二の定めによる変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないときは、知事はその者の資格を取り消すことができるものとする。	
三 一及び二の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、知事はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。	
第十五 入札参加資格の停止	
一 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間、知事はその者の資格を停止するものとする。	
1 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から六箇月が経過する日まで	
2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで	
3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで	
二 一の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、知事はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。	
第十六 資格の有効期間の更新に関する手続	
資格の更新を希望する者は、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、申請方法等について別に公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請を行うこと。	
第十七 千葉県警察本部への情報提供、照会等	
申請者に関する情報については、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を県が実施する入札から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対し必要な書類の提出を求めることがある。	
第十八 この公告に関する問合せ先	
千葉県県土整備部建設・不動産課入札契約室 電話〇四三（二二三）四六三八	

別記

第一号様式（その1）

申請区分			
商号区分			

使用印鑑届兼委任状

千葉県知事
千葉県企業局長
千葉県病院局長
千葉県教育委員会教育長

様

年 月 日

所在地又は住所	実印
〔登記上の所在地 又は住民票上の住所〕	
商号又は名称	
代表者職氏名	

1 使用印鑑届
私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等使用するものとして届け出ます。

使用印

※実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。
印鑑は、はっきりと押印してください。

2 委任事項
私は、次の者を代理人と定め、
から
までの入札参加資格の有効期間において、下記の権限を委任します。
この場合、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等使用するものとして届け出ます。

代理人使用印

所在地又は住所
受任者 商号又は名称
職 氏 名

記

委任事項

- (1) 見積り及び入札に関する一切の権限
- (2) 復代理人選任に関する一切の権限
- (3) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (4) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 共同企業体の結成、共同企業体結成後の契約の締結に関する一切の権限
(建設工事のみ)
- (6) その他前各号に附帯する一切の権限

その他、上記委任事項に補足する事項及びその他委任事項がある場合は、委任内容を記載してください。

--

注意事項

- 1 使用印及び代理人使用印は個人が特定できる印鑑を使用してください。
- 2 建設工事については、委任事項（3）・（4）・（5）は営業所等許可を受けた建設業に限ります。

（その2）

申請区分			
商号区分			

使用印鑑届兼委任状

千葉県知事
千葉県企業局長
千葉県病院局長
千葉県教育委員会教育長

様

年 月 日

所在地又は住所	実印
〔登記上の所在地 又は住民票上の住所〕	
商号又は名称	
代表者職氏名	

1 使用印鑑届
私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等使用するものとして届け出ます。

使用印

※実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。
印鑑は、はっきりと押印してください。

2 委任事項
私は、
から
までの入札参加資格の有効期間に
において、委任事項はありません。

第二号様式

営 業 所 一 覧 表

名 称	(郵便番号) 所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
本店（主たる営業所）			
（その他の営業所）			
計	箇所		

第三号様式

工 事 経 歴 書

建設工事の種類	発 注 者	元請又は下請の別	工 事 名	工事場所のある都道府県名	請負代金額 (千円)	工 期	
						着 工 年 月	完 成 (予 定) 年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月
						年 月	年 月

記載方法

- 1 この表は、直前2年間の主な完成工事及び直前3年間に着工した主な未完成工事について記入してください。
- 2 記載件数は、最大100件としてください。
- 3 下請工事については、「発注者」の欄に直接発注した元請負人の商号又は名称を記入し、「工事名」の欄に下請工事の名称を記入してください。
- 4 「請負代金額」は、税込みの金額を記入してください。
- 5 「工期」は、和暦で記入してください。

第四号様式

測量等実績調書

業務の種類	発注者	元請又は下請の別	業務名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある都道府県名	請負代金額 (千円)	業務期間	
							着手年月	完成(予定)年月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月
							年 月	年 月

記載方法

- 1 この表は、直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記入してください。
- 2 記載件数は、最大100件としてください。
- 3 下請については、「発注者」の欄に直接発注した元請負人の商号又は名称を記入し、「業務名」の欄に下請件名を記入してください。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記入してください。
- 5 「請負代金額」は、税込みの金額を記入してください。
- 6 「業務期間」は、和暦で記入してください。

第五号様式

合併・営業譲渡履歴書

1 合併又は営業譲渡が行われた年月日 年 月 日

2 資格審査を受けようとする者

商 号 又 は 名 称	
合併又は営業譲渡の前に有していた入札参加資格	

3 消滅した入札参加資格者

商 号 又 は 名 称	
入札参加資格取消（申請・通知）日 年 月 日	
合併又は営業譲渡の前に有していた入札参加資格	

注

- 合併契約書の写し又は営業譲渡契約書の写しを添付すること。
- 消滅した入札参加資格者の入札参加資格取消申請書の写し（千葉県県土整備部建設・不動産課の受付印のあるものに限る。）又は入札参加資格取消通知書の写しを添付すること。

第六号様式

新規卒業者継続雇用申告書

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

現在、対象となる新規卒業者を、

1 人継続雇用しており、確認書類等は、下記のとおりです。
(注) 2人目まで記入、3人目以降は記入不要。

2 人継続雇用していますが、確認書類等の提出は省略します。
(注) 省略した場合は、加点対象となりません。

※1、2のいずれか該当するものに、○を付けてください。

記

↓ア、イ、ウのいずれか1つを選択し○を付けてください。

1人目	卒業学校名		確認書類は、 ア イ ウ のa、b、c全てを添付します。
	卒業年月日	年 月 日	
	採用年月日	年 月 日	

↓ア、イ、ウのいずれか1つを選択し○を付けてください。

2人目	卒業学校名		確認書類は、 ア イ ウ のa、b、c全てを添付します。
	卒業年月日	年 月 日	
	採用年月日	年 月 日	

記載要領

1 申告書の提出について

申告書は、申告の対象となる千葉県内に本店を有する建設業者で、申告の対象となる新規卒業者を継続雇用している者のみ、提出してください。

2 申告の対象となる新規卒業者について

新規卒業者とは、令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 3 1 日までの間に学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する学校又は専修学校を卒業した者とします。
申告の対象となる新規卒業者は、令和 7 年 9 月 1 日までに採用され、申請時点においても継続して雇用されていることが必要です。

3 申告書の記載方法について

- (1) 申告の対象となる新規卒業者を継続雇用している場合は、1 に○を付け□に人数を記入してください。
また、2 人目までについて、卒業学校名、卒業年月日（和暦）及び採用年月日（和暦）を記入するとともに、提出する確認書類について、ア、イ、ウのいずれかに○を付け、併せて、下記 4 の確認書類を提出してください。
なお、3 人目以降については不要です。

- (2) 申告の対象となる新規卒業者を継続雇用しているが、確認書類等の提出を省略する場合は、2 に○を付け□に人数を記入してください。
確認書類の提出を省略した場合は、加点対象となりません。

4 確認書類について

申告書に記載した者に係る次のア、イ、ウのいずれかの書類（いずれの場合も a、b、c 全てが必要）を添付してください。

- ア 令和 7 年 9 月 1 5 日以前の経営事項審査に申請した者の内、対象となる従業員が技術職員名簿（2 0 0 0 5 帳票）に記載されている場合

- 〔 a 卒業証書の写し又は卒業証明書（写し可）
b 経営規模等評価申請書（2 0 0 0 1 帳票）の写し
c 技術職員名簿（2 0 0 0 5 帳票）

- イ 健康保険加入者の場合

- 〔 a 卒業証書の写し又は卒業証明書（写し可）
b 健康保険被保険者証（事業所名が記載されているものに限る。）又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
c 令和 7 年 4 月 1 日から入札参加資格申請日の直前までの間に支給された給与に係る源泉徴収簿（又は賃金台帳）の写し

- ウ 健康保険未加入者の場合

- 〔 a 卒業証書の写し又は卒業証明書（写し可）
b 雇用保険被保険者資格取得通知書の写し
c 令和 7 年 4 月 1 日から入札参加資格申請日の直前までの間に支給された給与に係る源泉徴収簿（又は賃金台帳）の写し

第七号様式

協力雇用主の登録申告書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 4 号）第 1 4 条に規定する協力雇用主として登録していることについて、下記のとおり申告します。

また、登録状況について、千葉県が保護観察所に確認することに同意します。

記

登録のある保護観察所	（ ） 保護観察所
登録年月日	年 月 日

第八号様式

書請申查再查價格資加入札

年
月
日

千葉県知事

様

住所
商号又は名称
代表者氏名

晉

年度入札参加資格審査の結果について異議があるので再審査を申請します。

記

受 付 番 号	() 番
建設業許可番号	
再 審 査 事 項	
異 議 の 内 容	

第九号様式

請書 申請 查審 繼續 承格 資格 加入 札參

年 月 日

千葉県知事

様

住所
商号又は名称
代表者氏名

晉

このたび、下記のとおり営業の一切を承継し、一般競争入札及び指名競争入札に参加しますので、資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

習

- 1 被承継人の住所及び氏名
- 2 承継人の許可（登録）番号
- 3 承継した営業の種類
- 4 承継年月日
- 5 承継の理由
- 6 指名通知等を受ける事務所の名称、所在地及び電話番号

労働委員会公告

労働関係調整法に基づくあつせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により、あつせん員候補者を次のとおり委嘱した。

令和七年八月十九日

氏 名	委嘱年月日	現 職	主な経歴
		千葉県労働委員会会長	石 井 慎 一

石井 慎一	平成三十年七月二十三日	弁護士・千葉県労働委員会会長	千葉県弁護士会副会長
末吉 永久	令和四年七月二十日	弁護士・千葉県労働委員会会長代理	千葉簡易裁判所民事調停官
山下 りえ子	令和四年七月二十日	東洋大学法学部教授・千葉県労働委員会委員	東洋大学法学部助教
藤岡 園子	令和六年七月二十二日	弁護士・千葉県労働委員会委員	千葉県個人情報保護審議会委員
長谷川 聡	令和六年七月二十二日	専修大学法学部教授・千葉県労働委員会委員	専修大学法学部准教授
平野 盛士	平成二十八年七月二十日	JFESチール千葉労働組合執行委員長・千葉県労働委員会委員	JFESチール千葉労働組合書記長
太田 徳彦	令和二年七月二十日	不二サッシユニオン参与・千葉県労働委員会委員	不二サッシユニオン千葉支部特別中央執行委員
海老原 秀典	令和二年七月二十日	千葉土建一般労働組合書記次長・千葉県労働委員会委員	千葉土建一般労働組合本部中央常任執行委員
永富 博之	令和三年十月二十五日	日本労働組合総連合会千葉県連合会会長・千葉県労働委員会委員	日本労働組合総連合会千葉県連合会事務局長
濱 美紀	令和四年七月二十日	イオングループ労働組合連合会副会長・千葉県労働委員会委員	イオングループ労働組合連合会総務財務局局長
高橋 秀穂	令和四年七月二十日	一般社団法人千葉県経営者協会専務理事・千葉県労働委員会委員	一般社団法人千葉県経営者協会事務局長
天野 克美	平成三十年七月二十三日	キッコーマン株式会社顧問・千葉県労働委員会委員	キッコーマンビジネス株式会社代表取締役社長
平川 宏	令和二年七月二十日	JFES東日本ジーエス株式会社特別顧問・千葉県労働委員会委員	JFESチール株式会社東日本製鉄所副所長

伊藤 広成	令和四年七月二十日	千葉県労働委員会委員	株式会社千葉興業銀行常務執行役員
篠崎 敦	令和六年七月二十二日	京成電鉄タクシーホールディングス株式会社代表取締役会長・千葉県労働委員会委員	帝都自動車交通株式会社代表取締役会長
福田 有理	令和七年四月八日	千葉県労働委員会事務局局長	教育庁企画管理部長
田中 正直	令和七年四月八日	千葉県労働委員会事務局次長	山武地域振興事務所長
石原 哲也	令和七年四月八日	千葉県労働委員会事務局審査調整課長	健康福祉部児童家庭課副参事兼児童相談所改革室長
中野 麻紀子	令和七年四月八日	千葉県労働委員会事務局審査調整課副課長	総務部資産経営課県有地等活用処分推進班長

千葉県 企業局 公告

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、千葉県企業局の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。）に係る令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和七年八月十九日

千葉県企業局長 野村 宗 作

一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和七年八月十九日付け千葉県公告（令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。）に定められておりとする。この場合において、入札参加者資

格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県企業局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第八の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。 二 この公告に関する問合せ先 千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三（二二三）二二二一 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話〇四三（二二一）八五八九 令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七条の五第一項及び第六十条の十一第二項の規定により、千葉県企業局の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に関する契約に係る令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。 なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 令和七年八月十九日 千葉県企業局長 野村 宗作 一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和七年八月十九日付け千葉県公告（令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。）に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県企業局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第九の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。 二 この公告に関する問合せ先 千葉県県土整備部建設・不動産業課入札契約室 電話〇四三（二二三）四六三八 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話〇四三（二二一）八五八九 病 院 局 公 告 令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七条の五第一項及び第六十条の十一第二項の規定により、千葉県病院局の発注する物品の購入又は製造、印刷の請		負その他の契約（建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。）に係る令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。 なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 令和七年八月十九日 千葉県病院局長 山 崎 晋一朗 一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和七年八月十九日付け千葉県公告（令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。）に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県病院局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第八の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。 二 この公告に関する問合せ先 千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三（二二三）二二二一 千葉県病院局経営管理課経営企画戦略室 電話〇四三（二二三）三九六七 令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七条の五第一項及び第六十条の十一第二項の規定により、千葉県病院局の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に関する契約に係る令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。 なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 令和七年八月十九日 千葉県病院局長 山 崎 晋一朗 一 入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和七年八月十九日付け千葉県公告（令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの
---	--	---

第 1 4 0 6 8 号	
間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等。以下「入札参加者資格公告」という。）に定められているとおりとする。この場合において、入札参加者資格公告第三の入札参加資格審査申請については、知事への申請をもって千葉県病院局長への申請があったものとし、入札参加者資格公告第九の資格審査の結果については、知事からの通知をもってこれに代えるものとする。	
二 この公告に関する問合せ先 千葉県土整備部建設・不動産課課入札契約室 電話〇四三（一一三三） 四六三六 千葉県病院局経営管理課病院建設室 電話〇四三（一一三三） 三九八五	
特 定 調 達 公 告	
〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、MTOに基づく特定調達に関する強要の適用を受けるものとする。〕 入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和7年8月19日 千葉県知事 熊谷俊人	
1 入札に付する事項 （1）購入等件名及び数量 中庁舎非常用発電機整備業務委託 一式 （2）調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 （3）履行期間 契約日から令和9年3月25日まで （4）履行場所 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県庁中庁舎 （5）入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 （6）電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。 2 入札に参加する者に必要な資格 （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 （2）物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。 （3）この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。 （4）この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止	
等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。 （5）電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。 3 入札書の提出場所等 （1）入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部管財課庁舎管理室 電話043（223）2098 （2）電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/ （3）入札説明書の交付期間 令和7年8月19日から9月16日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで （4）入札書の提出期限 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和7年9月29日午後5時 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和7年9月29日午後5時 （5）開札の日時及び場所 令和7年9月30日午前11時 千葉県庁中庁舎6階管財課入札室 4 低入札価格調査制度及び調査基準価格 （1）この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。 （2）調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。 5 低入札価格調査 （1）最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。 （2）第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。 （3）調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。 （4）低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。 （5）落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した	

令和7年8月19日（火曜日）	
第14068号	者を落札者とすることがある。
	（6）落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。
	（7）低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。
	6 その他
	（1）契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
	（2）入札保証金及び契約保証金
	ア 入札保証金 免除
	イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。
	（3）入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。
	（4）入札参加資格の確認
第14068号	ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
	（ア）提出期限 令和7年9月16日午後5時
	（イ）提出先 3（2）電子入札システムのURLに同じ。
	イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。
	（ア）提出期限 令和7年9月16日午後5時
	（イ）提出場所 3（1）に示す場所
	（5）入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。
	（6）契約書の作成の要否 要
	（7）落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。
	（8）契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつて
も、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。	
（9）その他 詳細は、入札説明書による。	
7 Summary	
（1）Nature and quantity of the products to be purchased: Overhaul emergency generator of Chiba Prefectural Government Buildings(Middle Office Wing)	
（2）Time limit for tender: 5:00 P.M., 29 September, 2025	
（3）Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2098	
入札公告	
次のとおり一般競争入札に付する。	
令和7年8月19日	
千葉県知事 熊 谷 俊 人	
1 入札に付する事項	
（1）購入等件名及び数量 執務室移転後用付器（総務ワークステーション）一式	
（2）調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。	
（3）履行期限 令和8年3月13日	
（4）履行場所 千葉県知事が指定する場所	
（5）入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
（6）電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。	
2 入札に参加する者に必要な資格	
（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。	
（2）物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。	
（3）この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。	
（4）この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。	

第 1 4 0 6 8 号	
(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。 3 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千 2 6 0 - 8 6 6 7 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 千葉県総務部管財課調達指導班 電話 0 4 3 (2 2 3) 2 0 9 7 (2) 電子入札システムのＵＲＬ ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/ (3) 入札説明書の交付期間 令和 7 年 8 月 1 9 日から 9 月 1 6 日まで（千葉県の休日に 関する条例（平成元年千葉県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の午 前 9 時から午後 5 時まで (4) 入札書の提出期限 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和 7 年 9 月 2 9 日午後 5 時 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和 7 年 9 月 2 9 日午後 5 時 (5) 開札の日時及び場所 令和 7 年 9 月 3 0 日午前 1 0 時 千葉県庁中庁舎 6 階総務部 管財課入札室 4 その他 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 免除 イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和 3 9 年千葉県規則第 1 3 号の 2。以下「財務 規則」という。）第 9 9 条の規定によるものとする。 (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事 から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなけ ればならない。 (4) 入札参加資格の確認 ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定する データを次により電子入札システムのＵＲＬに提出し、入札に参加する者に必要な 資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認 を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和 7 年 9 月 1 6 日午後 5 時 (イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのＵＲＬに同じ。 イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所 において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提 出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札 に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加す ることができない。	(ア) 提出期限 令和 7 年 9 月 1 6 日午後 5 時 (イ) 提出場所 3 (1) に示す場所 (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に 求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反 した入札書は、無効とする。 (6) 契約書の作成の要否 要 (7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入 札者であって、財務規則第 1 0 9 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内 で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契 約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであって も、3 年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。 (9) その他 詳細は、入札説明書による。 5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Office furniture for post-relocation (1 set) (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 29 September, 2025 (3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2097

購読料

本号

一部

六六円

発
行
者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八